

告 示

埼玉県告示第八百四十六号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年七月十三日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局荒川上流河川事務所

二 作業種類

公共測量（基準点測量、水準測量、UAVレーザ測量）

三 作業地域

荒川上流河川事務所管内（埼玉県坂戸市大字横沼地先から埼玉県坂戸市大字小沼地先まで）

四 作業期間

令和三年七月六日から令和三年十一月三十日まで